

津島市熱中症対策普及団体の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）に定めるもののほか、法第23条第1項の規定に基づく熱中症対策普及団体の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第23条第1項の申請は、熱中症対策普及団体指定申請書（様式第1）によるものとする。

2 前項の申請書には、気候変動適応法施行規則（令和6年環境省令第2号。以下「省令」という。）第7条第2項各号に掲げる書類のほか、熱中症対策普及団体の業務に関し参考となる書類を添付するものとする。

(指定)

第3条 市長は、法第23条第1項の申請があった場合において、当該申請をした者が同項及び同条第2項の規定に適合すると認められるときは、その者を熱中症対策普及団体として指定するものとする。

2 市長は、法第23条第1項の申請をした者を熱中症対策普及団体として指定したときは、熱中症対策普及団体指定書（様式第2）により当該申請をした者に通知するものとする。

(名称等の変更)

第4条 省令第8条第1項に規定する申請書は、名称等変更申請書（様式第3）とする。

2 市長は、省令第8条第1項の規定による申請を適当と認めたときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

3 熱中症対策普及団体は、熱中症対策普及事業（法第23条第3項各号に掲げる事業をいう。以下同じ。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、業務変更届出書（様式第4）を市長に提出するものとする。

4 省令第8条第2項の規定による変更に係る書類の提出は、変更関係書類提出書（様式第5）を付して行うものとする。

(熱中症対策普及事業の廃止)

第5条 熱中症対策普及団体は、熱中症対策普及事業を廃止したときは、直ちに、業務廃止届出書（様式第6）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その法第23条第1項の規定による指定を取り消すものとする。

(熱中症対策普及事業の報告)

第6条 熱中症対策普及団体は、事業年度開始後、速やかに、その事業年度の熱中症

対策普及事業計画書を市長に提出するものとする。

2 熱中症対策普及団体は、事業年度終了後、速やかに、その事業年度の熱中症対策普及事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、熱中症対策普及団体の指定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。